

令和3年3月26日
四国電力株式会社

供給先の管理について

1. 背景

昨今、メーカーから情報漏えいなどが発生していることを鑑み、当社における供給先の管理について説明する。

2. 供給先の管理について

供給先の管理については、保安規定品質マネジメントシステム計画「7. 4 調達」に基づき管理を行っている。

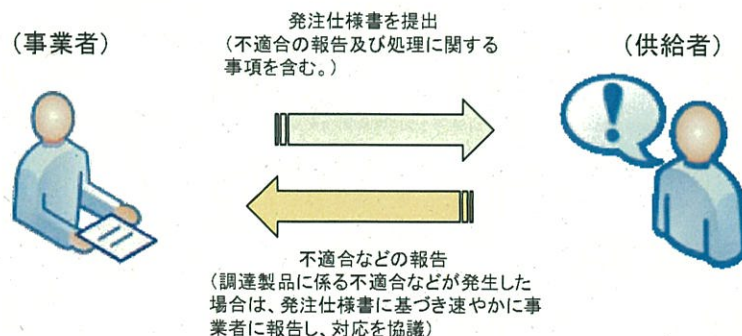
保安規定品質マネジメントシステム計画「7. 4 調達」では、設備を調達する際に供給先に要求すべき事項を規定しており、要求事項の1つとして「調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項」がある。

（別紙－1 参照）

設備を調達する際には、本要求事項を発注仕様書に明記し、供給者と契約しており、情報漏えいやその他のトラブルにより調達する設備に関わる不適合が発生した場合は、発注仕様書に基づき、速やかに当社へ報告することとなっている。

その後、供給者はその原因を究明し、是正措置および再発防止対策を立案し、その内容を当社が確認するとともに、対策の実施状況を確認している。

（イメージ図）



以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定
(抜粋)

第2章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステム計画)

第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。

【品質マネジメントシステム計画】

(中略)

7. 4 調達

組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。

(中略)

7. 4. 2 調達物品等要求事項

(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
- b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項
- e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達物品等に必要な要求事項